区民委員会報告資料

令和3年11月11日

報告事項件名	頁
数古事 垻件名	具

1 未就学児に係る国民健康保険料均等割軽減措置の開始について ・・・・ 2

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和3年11月11日

件名	未就学児に係る国民健康保険料均等割軽減措置の開始について			
所管部課名	区民部 国民健康保険課			
	「全世代対応型の社会保障制度を構築する 部を改正する法律」の施行が令和4年4月1 に伴い、未就学児の均等割保険料の軽減措置 のとおり報告する。	1日に予定	されている	こと
	 軽減内容 未就学児(6歳未満)に係る均等割保険費において軽減する。 開始時期令和4年4月1日 他の軽減制度が適用されている場合所得が一定基準以下の世帯に適用していて、(7割・5割・2割軽減)が既に適用されている場合である。 	いる保険料の	の均等割軽活	減も、当
	となる。			
内容	 例 7割軽減の場合			
		3割の5	5割軽減	
	7 割	1.5割		
	8.5割軽減			
	※ 同様に、5割軽減適用の場合は7.5割、2割軽減適用の場合 は6割軽減となる。		· ·	
	 4 公費支援対象・割合 国が1/2、都道府県と区市町村が1/ 5 見込み 	′4ずつ負	担する。	
	(1) 未就学児被保険者数 約3,673人(令和3年9月末現在) (2) 軽減見込総額・負担割合見込み 約95,498,000円			

	国と都(75%) 71, 623, 500 円 区(25%) 23, 874, 500 円
問題 点 今後の方針	ホームページや、令和4年度当初賦課通知に同封する国保だより等で周知を図っていく。